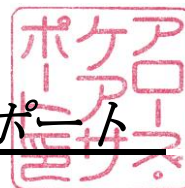


重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者: _____ 様

事業者: アローズ・ケアサポート



居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和 6年 9 月 1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0276-49-5730) (月～金曜日 09:00～18:00)

担当管理責任者 新島 和子

介護支援専門員 新島 和子・石山 博

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	アローズ・ケアサポート
所在地	群馬県太田市内ヶ島町1480番地の1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 第 1070502677号
サービスを提供する実施地域※	群馬県太田市、群馬県桐生市、群馬県館林市、群馬県邑楽郡大泉町、群馬県邑楽郡邑楽町、栃木県足利市、栃木県佐野市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名

介護支援専門員 2名(管理者兼務1名、常勤専従1名)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで

(但し、年末年始12月30日～1月3日、祝日を除く。)

(土曜日・日曜日は休業) ※転送電話により24時間受付等が可能な状態

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

- (5) 運営規定の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められた重要事項は法人のウェブサイトに掲載をしています。また、重要事項の第三者評価は未実施となっています。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

※付属資料参照

4. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

※地域区分7級地(1単位=10.21円)

(ア) 介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

要介護1・2 1,086単位 要介護3・4・5 1,411単位

(イ) 介護支援専門員取扱件数45件以上60件未満の場合

要介護1・2 544単位 要介護3・4・5 704単位

(ウ)介護支援専門員取扱件数60件以上場合

要介護1・2 326単位 要介護3・4・5 422単位

(エ)その他の加算

初回加算 300単位

入院時情連携報加算 (I)250単位 (II)200単位

通院時情報連携加算 50単位

(2) 交通費

無料です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 医療機関との連携促進

利用者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えるものとします。

(2) 指定介護サービス事業者等の紹介や説明

利用者は、介護支援及び介護ケアマネジメントの提供を受けるに当たり、複数の指定介護サービス事業者等の紹介を求めることや、当該事業所を介護サービス計画に位置付けた理由について説明を求めることができます。

(3) 質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性を確保する観点から、以下について説明を求めることができます。

- ・前 6 ヶ月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合の説明を致します。
- ・前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合の説明を致します。

※付属資料参照

(4) 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応

区分支給限度額基準の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプラン作成を控え点検見直しを行います。

(5) 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 新島和子
-------------	------------

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報をします。

(6) 事故発生時の対応方法について

- ・利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(7)感染症のまん延防止の対応について

・利用者の健康と安全を確保するために、福祉サービスの提供者として、感染症の予防に努め、もし感染症が発生した場合でも感染の拡大を防ぐため迅速な対応体制を整えるとともに、利用者の健康と安全を持続的に保護をします。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

7 当法人の概要

法人種別・名称	有限会社 ヨシヒロプラン
資本金	320万円(資本準備金含まず) ※平成25年12月01日現在
社員数	7名(正社員のみ)
設立	平成15年09月10日
所在地・電話	群馬県太田市龍舞町2807番地1 ・ 0276-48-4573
事業内容	居宅介護支援事業、福祉用具貸与、 介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 特定介護予防福祉用具販売

(付属資料 3-1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の

特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立(非該当)となった場合は、利用料をいたしません。

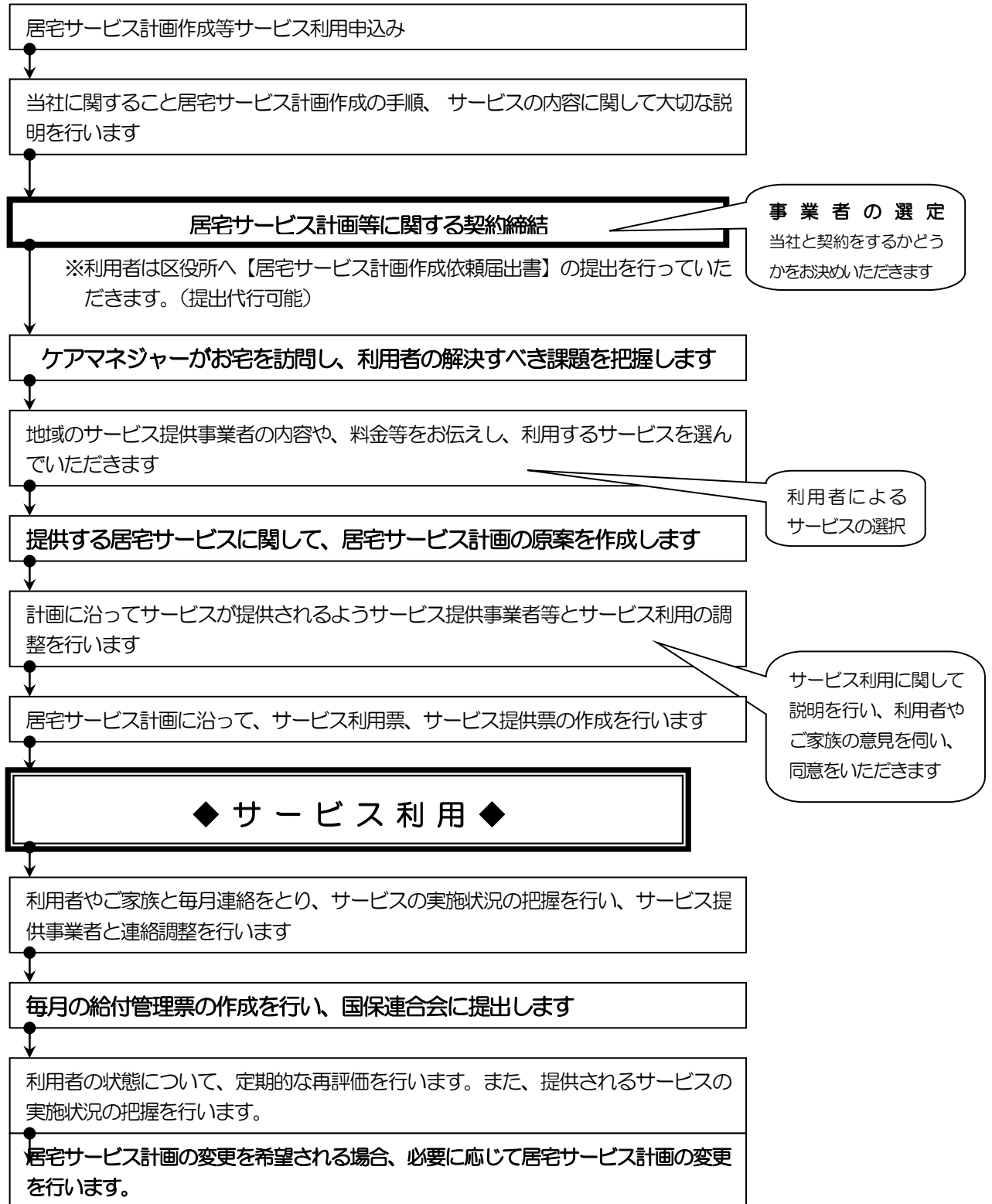
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属資料3-2)

サービス提供の標準的な流れ



(付属資料3-3)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 11%

通所介護 75%

地域密着型通所介護 22%

福祉用具貸与 95%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ワールドステイ 55%	てのひら 27%	わかば太田 9%
通所介護	エヴァ13 63%	ライフケア倶楽部 19%	ワールドステイ 8%
地域密着型通所介護	つくし 64%	ライフケア倶楽部 31%	元気ネクスト足利 5%
福祉用具貸与	ヨシロプラン 66%	エハラ 21%	ナガシマ 7%

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項を説明し、同意を得て交付しました。

事業者 所在地 群馬県太田市龍舞町 2807 番地 1

名 称 有限会社 ヨシヒロプラン

代表取締役 石 山 聖 矢 印



事業所 所在地 群馬県太田市内ヶ島町 1480 番地の 1

名 称 アローズ・ケアサポート

管理者 新 島 和 子

説明者 新 島 和 子



私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

【利用者】 住所 _____

氏名 _____ 印

【家 族】 住所 _____

氏名 _____ 印

【署名代行者】

利用者との関係 _____ (原則として扶養者とします)

氏名 _____ 印

私は本人の意思を確認し署名代行致しました。